事業者の皆さま向けセミナー

Ⅰ　長期使用製品安全点検制度について

Ⅱ　長期使用製品安全表示制度について

Ⅲ　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

平成２０年１０月１４日

経済産業省

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

Ⅰ　長期使用製品安全点検制度について

（１）長期使用製品安全点検制度創設の背景

Ⅰ（1）長期使用製品安全点検制度創設の背景

①これまでの製品安全対策－事前規制

- **製品を指定**し、**技術基準**を定める。
  製造・輸入事業者は、技術基準に適合するよう製造・輸入しなければならず、適合しないものは**出荷できない**。
- **販売事業者**等は、技術基準に適合する表示の付された製品でなければ**販売できない**。

↓

市場出荷後も含めた製品安全確保の強化が強く求められるように

↓

②事後規制－事前規制に加えて

行政に事故情報が適切に報告されていない事故事例があったことを受け、平成18年臨時国会において消費生活用製品安全法が改正され、重大製品事故報告・公表制度が平成19年5月14日からスタートした。

↓

製品が市場に出荷された後は、製品の所有者に保守が委ねられ、保守が適切になされないまま**製品が劣化して生じる事故**（＝**技術基準適合規制では対応できない事故**）が**発生しているという事実**

↓

平成19年臨時国会において消費生活用製品安全法が再び改正され、
長期使用製品安全点検・表示制度が創設された（平成21年4月1日から施行）

所有者による保守が難しい製品の長期使用に伴って生じた重大製品**事故の例**

①ガス瞬間湯沸器に係る重大製品事故の例

製品	ガス瞬間湯沸器
使用年数	約１６年
事故内容と機器の状況	熱交換器フィン部に多量のすすが付着し、逆バイアス熱電対部の逆起穴もすす詰まりをしていたため**不完全燃焼防止装置（不燃防）が作動せず**、**一酸化炭素が発生**し続け消費者一名が**死亡**した。
原因	不燃防が作動したのにもかかわらず、**点火を繰り返し**、不燃防不作動となる。換気扇とガス漏れ（ＣＯ）警報機の電源が抜いてあり、換気扇を使用せずに使用。

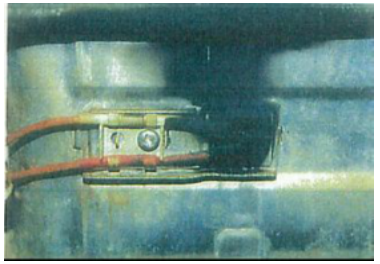

写真１　逆バイアス熱電対部の逆起穴のすす詰まり

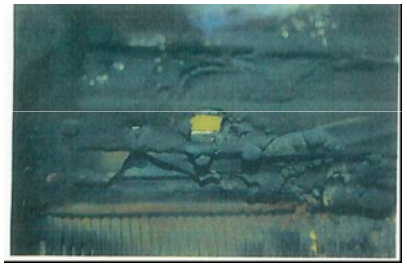

写真２　逆バイアス熱電対部の逆起穴の裏側に多量のすす付着

②密閉燃焼式石油温風暖房機に係る重大製品事故の例

製品	密閉燃焼式石油温風暖房機
使用年数	約２０年
事故内容と機器の状況	**二次エアホース**の送風機側湾曲部の外側にＶ字型の**孔が生じていた**結果、燃焼用空気の供給が減少し、**一酸化炭素が漏れ出して**、消費者一名が**死亡**、一名が**重体**となった。
原因	二次エアホースにオゾン、熱等による**劣化から生じた亀裂が成長**して発生した孔によって、二次エアの供給不足、不完全燃焼、更に一酸化炭素の高濃度化がもたらされた。加えて、給排気筒の防虫網と不完全燃焼により発生したすすの影響で熱交換器が一部閉塞し、異常を助長した。

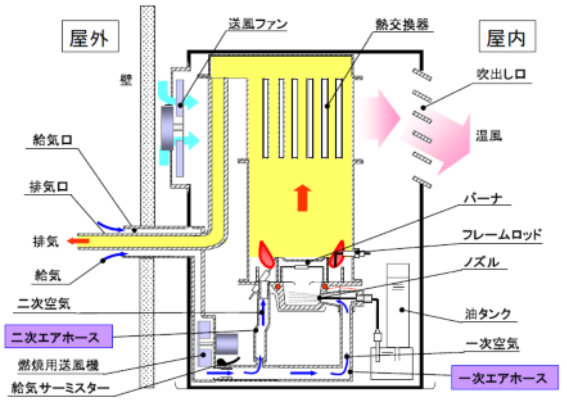

図　密閉燃焼式石油温風暖房機の断面図

③浴室用電気乾燥機に係る重大製品事故の例

製品	浴室用電気乾燥機
使用年数	約２０年
事故内容と機器の状況	浴室の**天井裏**に設置されていた浴室換気乾燥機の**ターミナルボックス部**から**発火**し、火災が生じた。
原因	**長期使用**により、浴室に面するターミナルボックス部の**ふたが反って**、取り付けられた天井との間に**隙間**ができ、そこから浴室の高湿度の空気が進入して、機器と電源電線の**接続部**を**腐食**させた。腐食した接続部は接触抵抗が増加し、異常過熱のうえ**発煙・発火**に至った。

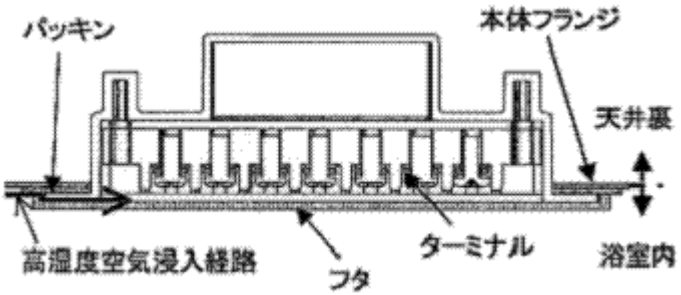

図１　浴室用電気乾燥機のターミナルボックス部

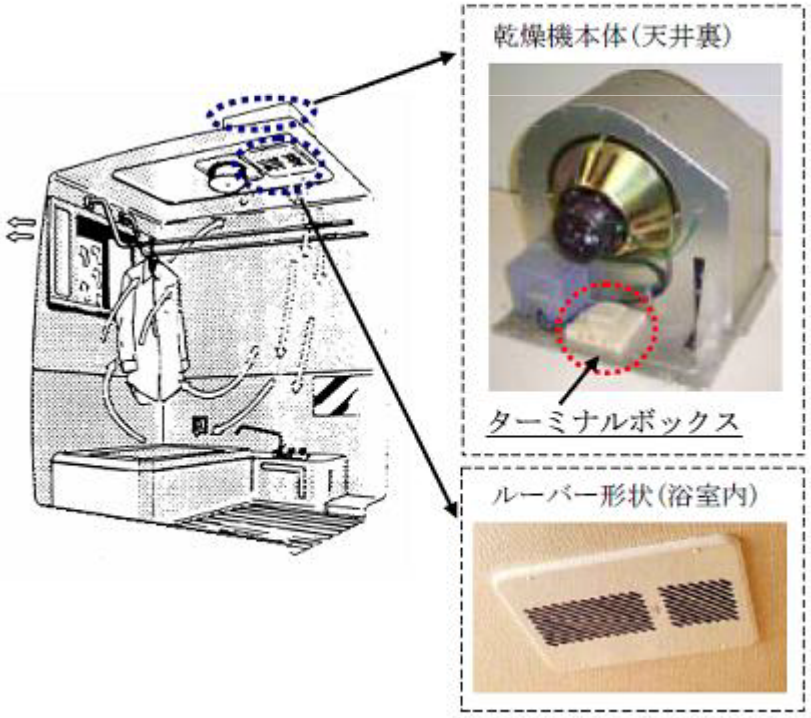

図２　浴室用電気乾燥機の設置形態

Ⅰ　長期使用製品安全点検制度について

（２）長期使用製品安全点検制度の概要

特定保守製品

「**消費生活用製品**のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（**経年劣化**）により**安全上支障が生じ**、一般消費者の生命又は身体に対して**特に**重大な危害を及ぼすおそれが**多い**と認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な**保守を促進**することが適当なものとして**政令で定める**ものをいう。」（法第2条第4項）

要件①　消費生活用製品であること

→ 一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されるもの

→ たまたま店舗等で使用されている場合でも、市場で**一般消費者向けに販売されているもの**は「消費生活用製品」

要件②　経年劣化により安全上の支障が生じるおそれがあること

→ 劣化しても安全上支障が生じないものは問題ない

→ **燃焼系**の機器や、**高圧・大電流系**の電気製品等はいったん支障が生じると、危害を及ぼすおそれがある

要件③　一般消費者の生命又は身体に特に重大な危害を及ぼすおそれが多いこと

→ 経年劣化による事故発生率が高く、**潜在的に危険性が高い**製品

要件④　使用状況等からみて適切な保守を促進することが適当であること

→ 点検してまで使い続けるというニーズがないものにつき、保守を促進することは必要でない

→ 消費者が自分で適切に保守できるような簡便な構造のものは保守を促進するに足りない

→ **長期に使用されがち**であり、かつ、消費者自身による保守が難しい**設置・組込型**製品等が該当

特定保守製品として指定の製品
（**9品目**）（施行令別表第3）

- ✓屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、ＬＰガス用）
- ✓屋内式ガスふろがま（都市ガス用、ＬＰガス用）
- ✓石油給湯機
- ✓石油ふろがま
- ✓密閉燃焼式石油温風暖房機
- ✓ビルトイン式電気食器洗機
- ✓浴室用電気乾燥機

経年劣化による重大事故発生率（特定保守製品指定製品）

電気用品	経年劣化による重大事故発生率（PPM）	ガス・石油機器	経年劣化による重大事故発生率（PPM）
食器洗い乾燥機（ビルトイン型）	2.03	石油ふろがま*2	7.25
浴室換気乾燥機	1.23	石油給湯器*3	5.30
エアコン	1未満	ガスバーナー付ふろがま（屋内式）*2	3.49
換気扇	1未満	ガス瞬間湯沸器（屋内式）*4	1.89
観賞魚用ヒーター	1未満	ＦＦ式石油温風暖房機	1.11
観賞魚用ポンプモーター	1未満	ＦＦ式ガス温風暖房機	1未満
食器洗い乾燥機（卓上型）	1未満	ガス衣類乾燥機	1未満
扇風機	1未満	ガスこんろ	1未満
テレビ（ブラウン管式）	1未満	ガス瞬間湯沸器（屋外式）*4	1未満
電気アイロン	1未満	ガスストーブ	1未満
電気衣類乾燥機	1未満	ガスバーナー付ふろがま（屋外式）*2	1未満
電気カーペット	1未満	ガスファンヒーター	1未満
電気ストーブ	1未満	カセットこんろ	1未満
電気洗濯機	1未満	石油ストーブ	1未満
電気こたつ	1未満	石油ファンヒーター	1未満
電気こんろ	1未満		
電気トースター	1未満		
電気ふとん・電気毛布	1未満		
電気冷蔵庫	1未満		
電子レンジ	1未満		
ふとん乾燥機	1未満		
ヘアードライヤー	1未満		

（表中、１ｐｐｍ未満はそれぞれ５０音順に並べている）

＊１：本表において示した事故発生率は、現時点での事故データ等に基づく結果であり、今後の事故データの追加等によって変動する可能性がある。

＊２：給湯機能付のものを含む。

＊３：貯湯型のものを含む。

＊４：瞬間型でない貯湯型の湯沸器を含む。

（対象） 電気用品：消防庁火災データより火災発生件数の多い消費生活用の電気製品の上位２０品目（コード、プラグ類等を除く。）

ガス・石油機器：（社）日本ガス石油機器工業会が保有する重大事故情報における主要な全品目

（算出式）

経年劣化による重大事故発生率（ＰＰＭ）

＝（a）重大製品事故の発生率（ＰＰＭ）×（b）経年劣化重大製品事故件数割合（%）

- （a）については、２０００年度から２００６年度の「①重大製品事故件数」の年度平均を２００６年度における「②残存台数」で割った数値。
  ①重大製品事故件数は、捕捉可能なデータにより最大値を求めることを基本とし、消防庁火災データ、（社）日本ガス石油機器工業会が保有する重大事故情報、経済産業省原子力安全・保安院が保有する事故情報及び（独）製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）が保有する全事故情報より重大製品事故の件数を重複を除きつつ各品目について合計したもの。②残存台数は、（財）家電製品協会や（社）日本ガス石油機器工業会等が保有する各品目の出荷台数及びアンケート調査に基づく各品目の残存率等のデータを用いて経済産業省が推計したもの（残存台数）。
- （b）については、ＮＩＴＥの２０００年度から２００７年５月の全事故情報より、事故発生時点における製品の使用期間が１０年以上経過した、消費者の長期使用による経年劣化によって起きた重大製品事故を抽出し、各品目の全重大製品事故件数に占める経年劣化による重大製品事故件数の割合を算出したもの。

制度の主要な流れ

①特定保守製品への表示（設計標準使用期間、点検期間等）、書面・所有者票添付の義務付け

②重要事項の説明の義務付け

③所有者による所有者情報の提供（登録・変更）責務と特定保守製品取引事業者の協力責務

④所有者情報の適切な管理等の義務付け

⑤点検の必要性等に関する通知の義務付け

⑥所有者の点検実施責務

⑦点検応諾及び点検実施体制整備の義務付け

⑧関連事業者の情報提供責務

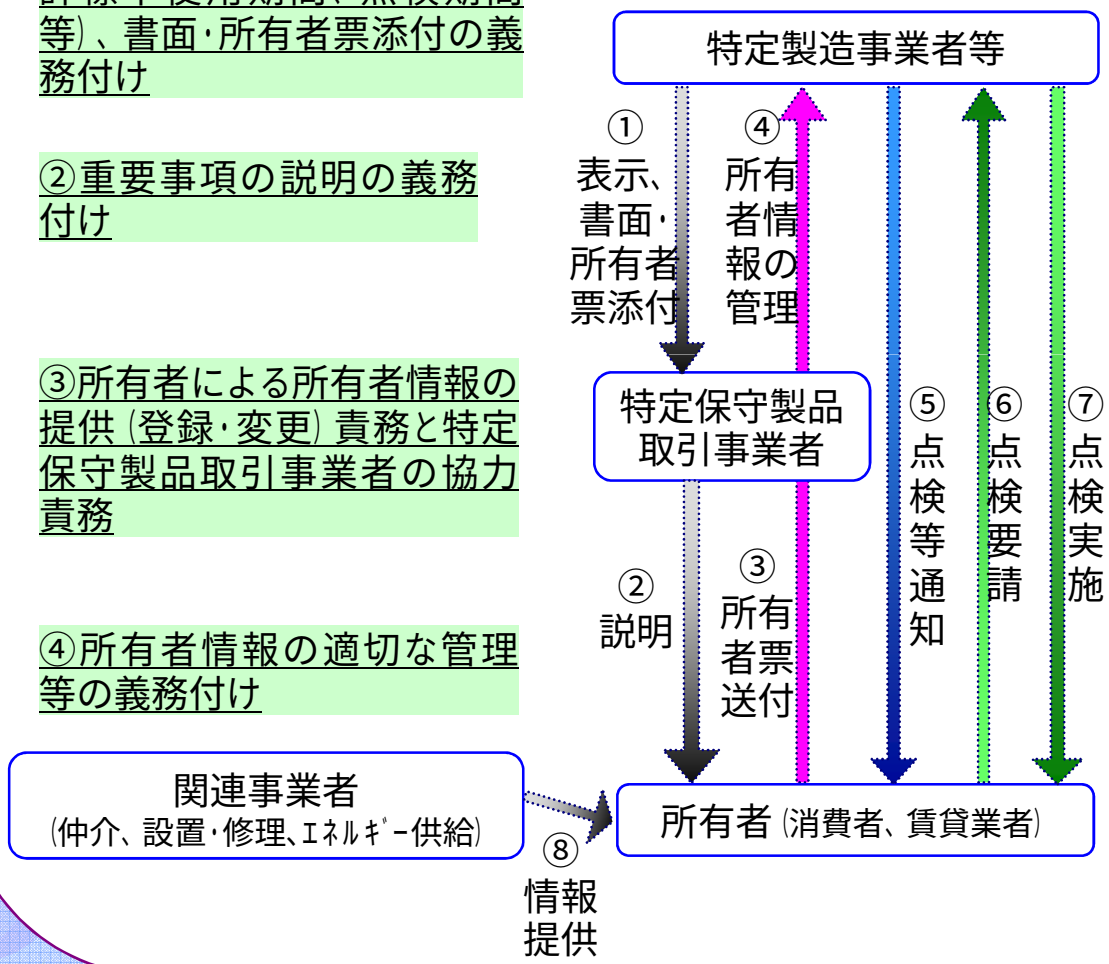

Ⅰ　長期使用製品安全点検制度について

（３）製造・輸入事業者の役割

特定製造事業者等の義務と責務

特定保守製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）は、製品の**技術情報**を持ちうる者であることから、製品の**所有者に**対して点検等の保守に関する情報を**提供**し、所有者の保守に関する取組を**サポート**するための**役割**を担う。

- 事業の**届出**義務（法第32条の2）
- 製品への**表示**義務（法第32条の3、法第32条の4第1項）
- 製品への書面・所有者票の**添付**義務（法第32条の４第２～第３項）
- 製品の所有者情報の**管理**等義務（法第32条の９～11、法第32条の13）
- 点検**通知**義務（法第32条の12）
- 点検**実施**義務（法第32条の15）

法施行日（平成21年4月1日）**以降**に製造・輸入された製品に**限る**

- 点検等の保守サポート**体制の整備**義務（法32条の18～19）　⟶　既販品も対象

事業の届出義務

- 特定保守製品を製造･輸入する事業者（特定製造事業者等）は、**法施行日から30日以内、又は事業開始日から３０日以内**に届け出る必要あり（法第32条の2第1項、施行令附則第３条第１項）　．．．届出の内容に変更があったときは、変更の届出が必要

- 実際の届出は、**本店**又は主たる事務所の所在地を管轄する**経済産業局長**に提出しなければならない（省令第３条第１項）

- 特定保守製品毎に届出をする必要はなく、**複数**の特定保守製品を**製造又は輸入**している事業者であっても、**一つの届出**で足りる（ただし、**製造･輸入の両方**の事業を行っている場合は**それぞれ**の届出となる）

- 届出義務違反は、30万円以下の罰金（法第59条第6号）：**直罰**

OEM生産品･ＰＢ品に関して、ブランド事業者と供給元事業者のいずれが特定製造事業者等となるかについては、「**消費生活用製品安全法におけるＯＥＭ生産品･ＰＢ品の取扱いに関するガイドライン**」で示す。**単にブランドを付しているのみ**であると評価できる場合を**除き、ブランド事業者が特定製造事業者等**となる。

特定製造事業者等フローチャート

※1　甲：ブランド事業者　　乙：供給元事業者
※2　乙が甲の販売ルートを使っている場合

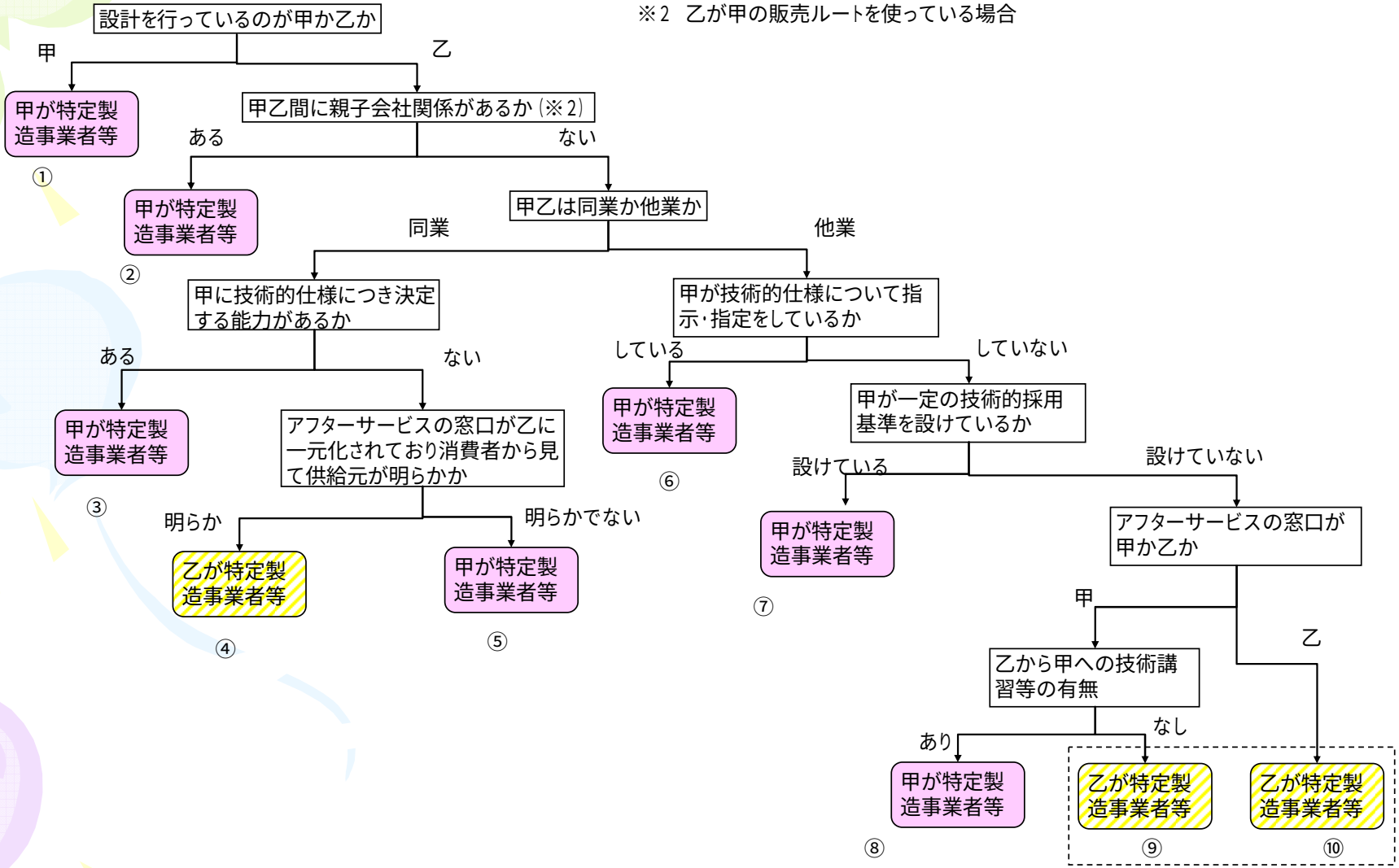

製品への表示義務

- **設計標準使用期間**及び**点検期間**の他、点検の要請を容易にするため、**問合せ連絡先等**を記載することが必要（法第32条の4第1項）
- 表示は製品の**見やすい箇所**に**読みやすい記載**で、**容易に消えない又は**はく**離しない**方法で行うことが必要　→製品本体に表示することが適当でない場合には、遠隔操作装置等に記載することができる（省令第6条第1項）

製品本体の表示のイメージ

特定保守製品

１．特定製造事業者等名
株式会社ＡＢＣ
○○県○○市○○区○○町＊＊

２．製造年月　20XX年XX月

３．製造番号　XXXX－XXXXXX

４．設計標準使用期間　△△年

５．点検期間　20XX年XX月～ 20XX年XX月

６．問合せ連絡先
株式会社ＡＢＣ　お客様相談センター
0120－XX－XXXX

遠隔操作装置の表示のイメージ

特定保守製品

１．特定製造事業者等名　株式会社ＡＢＣ

２．設計標準使用期間　△△年

３．問合せ連絡先
株式会社ＡＢＣ　お客様相談センター
0120－XX－XXXX

※製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

設計標準使用期間及び点検期間の設定義務

- **設計標準使用期間**（**標準的な使用条件**（温度、湿度等の使用環境、電源電圧、運転負荷、運転時間等の使用条件、運転回数等の使用頻度）**の下で安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間**（加速試験、耐久試験等の科学的試験を行った結果算出された数値等に基づき終期を設定）を**定めなければならない**（法第32条の３第１号、省令第５条第１号）

- **点検期間**（設計標準使用期間の終期の前後にそれぞれ６月～１年６月の期間）を**定めなければならない**（法第32条の３第２号、省令第５条第２号）

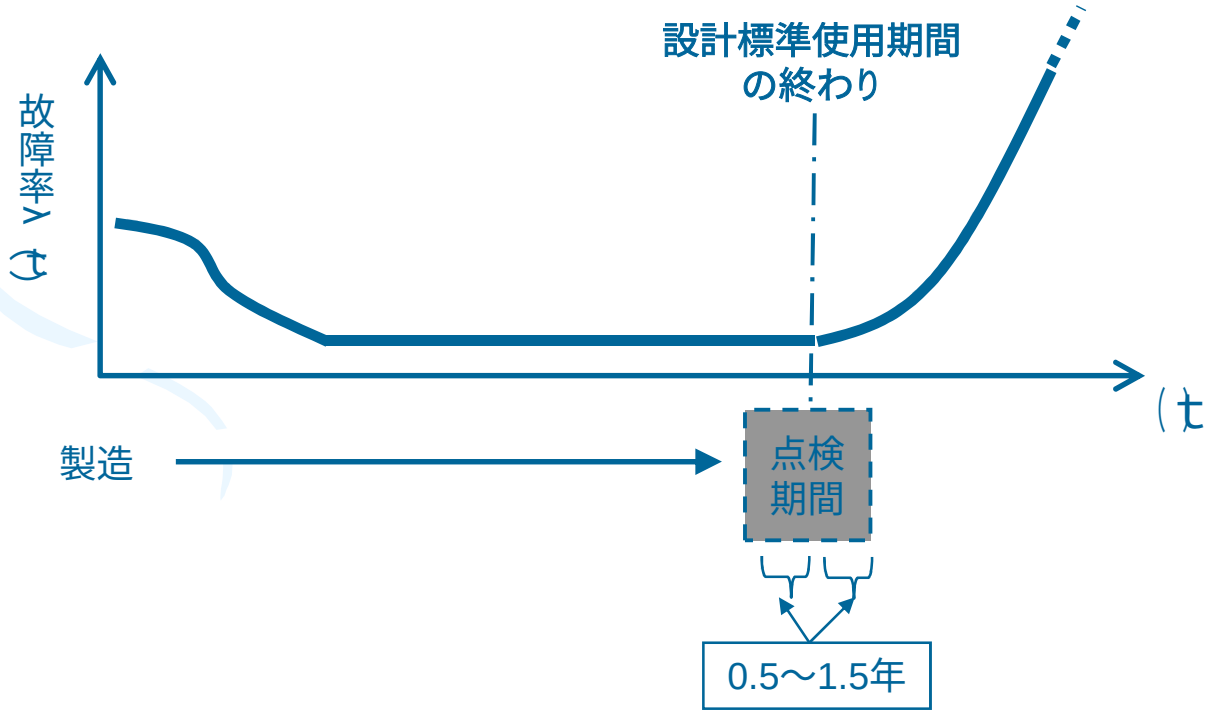

製品への書面･所有者票の添付義務

- 製品には、設計標準使用期間の**算定根拠**、点検を行う**事業所の配置**等の点検実施体制、点検の結果必要となると見込まれる**部品保有期間**等を記載した書面（**取扱説明書**でよい）を添付する必要あり（第32条の4第2項）
- 製品の所有者が、所有者情報を、特定製造事業者等に提供できるようにするための**所有者票**を**添付**する必要あり（第32条の4第3項）

保護シール

貼って返送

製品の所有者情報の管理義務

- 特定製造事業者等につき、個人情報保護法よりも**上乗せの規制**が適用される
- 個人情報保護法と**重なり合いがない部分**については、個人情報取扱事業者に該当する特定製造事業者等には**個人情報保護法の原則規定**が適用される

- 特定製造事業者等の下に大量の所有者情報（＝個人情報）が**集約**される
- **所有者による**所有者情報の**提供**と、**特定製造事業者等による**所有者情報の**管理**が適切に行われることが必要

特定保守製品取引事業者は、**個人情報保護法の原則**に服する

製品の所有者情報の管理に関して、消費生活用製品安全法と個人情報保護法のいずれが適用されるかについては、「**消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン**」で示す。

個人情報保護法との主な相違点等

消費生活用製品安全法	個人情報保護法
特定製造事業者等が義務の対象者（**データ保有件数要件なし**）	過去6か月間に5000人分より多い個人データを持った事業者が義務対象
利用目的の制限（法第32条の10） 所有者情報の利用目的は、点検通知と製品の適切な保守に資する事項（例：取扱注意事項やリコール情報の提供）**以外に定めてはならない**	個人情報保護法上は、利用目的の制限なし
利用目的の事前公表（法第32条の9）	事後の通知でも足りる
所有者名簿の作成・保管義務（法第32条の11） 事業承継等に伴って取得した所有者名簿の保管義務あり	個人情報保護法上、規定なし
所有者情報の目的外の取扱い禁止（第32条の13第1項） 本人の同意なくして目的外の第三者提供は禁止	第三者提供が禁止されるのは個人情報ではなく**個人データ**
所有者情報の安全管理義務（第32条の13第2項）	管理義務が課されるのは個人情報ではなく**個人データ**
勧告前置なし、命令違反は**1年**以下の懲役又は**100万円**以下の罰金：**併科あり**	原則勧告前置、命令違反は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金：併科なし

点検通知義務及び点検実施義務

- 特定製造事業者等は、**点検期間開始前**（6月間内）に、製品の所有者に対し、**点検通知**を発しなければならない（第32条の12第1項、省令第10条1項）
- 特定製造事業者等は、点検通知の時期を始期として**点検期間中**に点検の実施を**求められたとき**には、点検基準に従って点検を**実施しなければならない**（第32条の15）

※義務内容は経年劣化による危害を防止するための点検の応諾であり、**整備**まで行う義務はない

【点検期間の時間の整理】

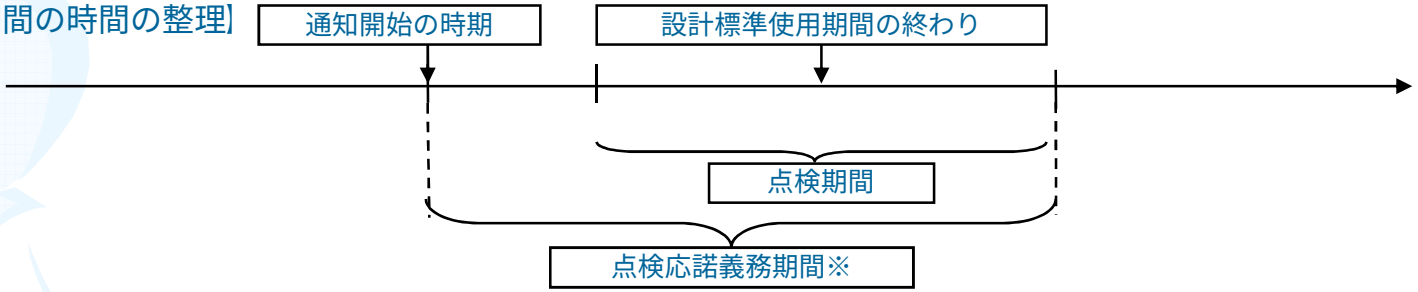

※期間中に受け付けた点検は、実施しなければならない。

【点検後の対応】

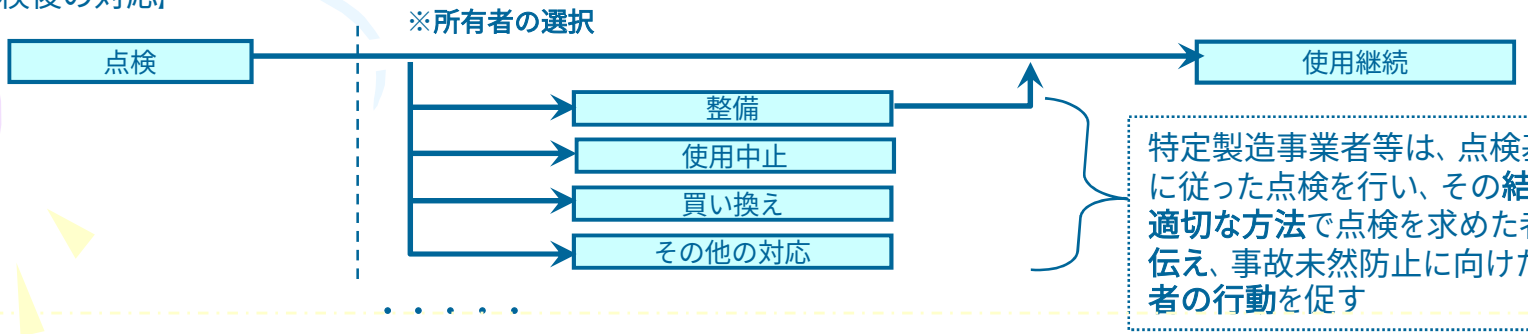

特定製造事業者等は、点検基準に従った点検を行い、その**結果**を**適切な方法**で点検を求めた者に**伝え**、事故未然防止に向けた**所有者の行動**を促す

点検等の保守サポート体制の整備義務

①特定保守製品の経年劣化による危害を防止するため、**点検**その他の保守を実施するために必要な**体制整備**のための**判断基準**を国が定める（法第32条の18）　**※既販品も含む**

＜省令で定める判断の基準（省令第１３条）＞

- **点検を行う事業所の配置**　地理的条件、交通事情、販売状況等を勘案して、点検が能率的に行われるよう適正に配置し、各事業所に点検を行う技術者を確保する
- **点検料金の設定**　適正な原価を著しく上回らないものとして定められた技術料、出張料等の費用の合計とする
- **点検料金の公表・告知**　点検料金の設定基準をインターネット等で公表し、点検を求められた場合、点検に先立って内訳、目安を伝える
- **点検に必要な手引の作成・管理**　点検基準に基づき（既販品は準ずる）作成し、点検を委託する場合の委託先や第三者機関に送付し、保管を依頼する（既販品を除く）
- **整備に要する部品の保有**　販売状況を勘案して保有期間を定め、保有する（既販品を除く）
- **部品の保有状況に関する情報提供**　点検を求められた場合、点検に先立って部品の保有状況を伝える
- **点検期間にあるものについての情報提供**　点検期間（既販品は相当する期間）にある製品の型番号等をインターネット等で提供する
- **技術的講習の実施**　点検を行う技術者に講習を定期的に行う（委託する場合には、講習等を行う）
- **点検結果の記録**　点検結果を記録し、一定期間（3年間）保管する
- **点検結果の伝達**　点検結果は、点検を求めた者に適切な方法（書面を交付する等）で伝える

②特定製造事業者等は、**判断基準を勘案**して、適切な点検その他の保守のために必要な体制を**整備しなければならない**（法第32条の19）　**※既販品も含む**

判断基準に照らして著しく不十分な場合に、主務大臣による**勧告・公表・命令**（法第32条の20）

Ⅰ　長期使用製品安全点検制度について

（４）特定保守製品取引事業者の役割

引渡時の説明義務

- 特定保守製品又は製品が付属する建物の所有権を移転させる効果を伴う取引を行う事業者（**特定保守製品取引事業者**）は、取引相手である所有権取得者に対する安全に配慮し、点検等の保守や所有者登録等の必要性を説明しなければならない（法第32条の5）
  ※法施行日（平成２１年４月１日）以降に製造・輸入された製品に限る
- 説明事項は、**所有者票**に記載されている事項をそのまま相手方に説明すればそれで足りる
- 説明義務違反は**勧告・公表**（命令・罰則はなし）

該当する典型例：
- 特定保守**製品**そのものを販売する場合
- 特定保守製品が**付属**する**建物**を販売する場合
- 建物**建築請負**契約において、建物設備に特定保守製品が**含まれる**場合

✓ 説明の相手方は一般消費者に限らない（所有者として家屋賃貸人等の事業者がありうることを考慮）
✓ 取得者が、①製品又は製品が付属する建物を再度譲渡することを目的として取得しようとする者（卸業者、建物の転売）の場合、②製品又は製品が付属する建物を賃貸することを約して取得しようとする者（セール・アンド・リースバック）の場合、③製品の知識を有し、保守を的確に遂行することができる者（ＡＭ業者・ＰＭ業者）に委託することとして取得しようとする者の場合、④製品を廃棄する旨を申し出て建物を取得しようとする者の場合、⑤建物に製品を付属させ、建物を譲渡することを目的として取得しようとする者の場合は説明不要となる
✓ 説明すべき時期は、まさに引渡しを行うその時でなければならないわけではなく、引渡しと時間的に先後することは許される（ただし時間的に密接であることは必要）

所有者情報の提供の協力責務

特定保守製品取引事業者は、製品の取得者が行う**所有者登録手続**（所有者情報の特定製造事業者等への提供）に**協力**しなければならない（法第32条の８第３項）

※１　行政処分を伴う義務ではない　　※２　法施行日（平成２１年４月１日）以降に製造・輸入された製品に限る

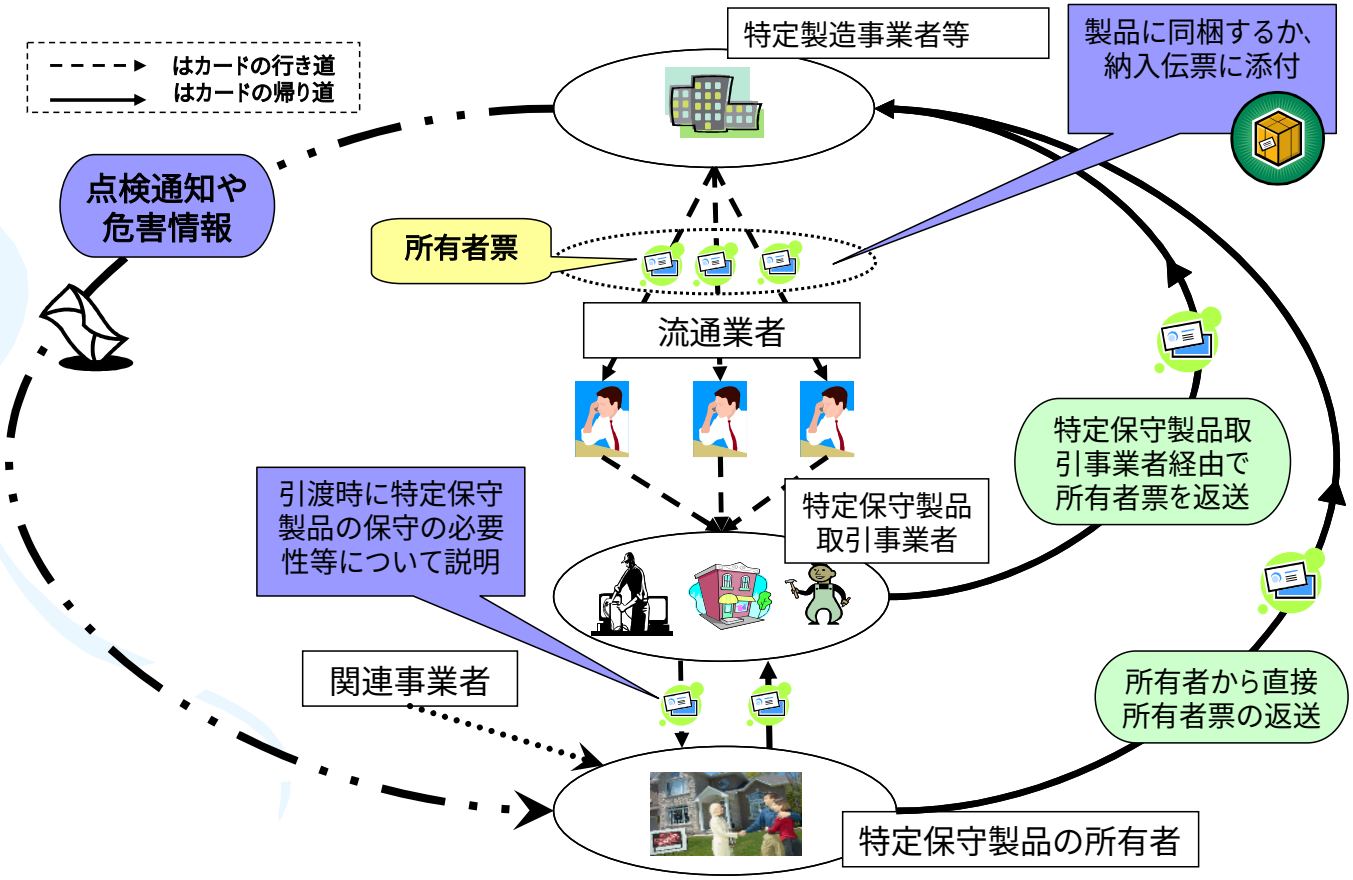

※協力の方法としては、所有者票を代わって送付することのほか、ウェブ登録を設けているような特定製造事業者等の製品の場合には**ウェブ登録**を代わって行うといったこと、一覧表にしてまとめて送付するといったことが考えられる

Ⅰ　長期使用製品安全点検制度について

（５）関連事業者の役割

所有者情報の提供の協力責務

特定保守製品の取引の仲介（不動産取引仲介業者等）、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者（**関連事業者**）は、製品の所有者に対して、点検等の保守や所有者登録等の必要性についての**情報が円滑に提供されるよう努めなければならない**。（法第32条の７）

※１　行政処分は伴わない　　※２　法施行日（平成２１年４月１日）以降に製造・輸入された製品に限る

具体例

①**不動産取引仲介業者**

建物の売主から買主に対して渡される**設備表**に、特定保守製品に関する記載を設ける

②**設置事業者**

引越、リフォーム工事に伴う設置のような場合に、所有者登録内容の更新等の必要性を伝える

③**修理事業者**

修理の際に所有者登録されているか、されていなければ登録等の必要性を伝える

④**エネルギー供給業者**

保安点検・調査の結果や料金等を需要家に対して通知するにあたり、**書面・チラシ**等を配布する場合は、当該書面等に所有者登録・変更等の必要性を記載する。また、需要家と対面する機会に所有者登録等の必要性を伝える。

仲介業者用定型書式のイメージ

①特定保守製品（屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機）の**設置の有無**

②特定保守製品とは、消費生活用製品安全法第2条第4項により指定されている製品で、製品の所有者に**所有者登録等の責務**と**点検等の責務**が課されています。

Ⅰ　長期使用製品安全点検制度について

（６）所有者の役割

所有者情報の提供の責務及び点検等の保守の責務

- 特定保守製品の**所有者**は、特定製造事業者等に対して、**所有者情報を提供する責務**を負う（法第32条の8第1項）
- 特定保守製品の**所有者**は、事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、**点検を行う等その保守に努める**ものとする（法第32条の14）
- 特に、特定保守製品を**賃貸の用に供する事業者**は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることからも特にその保守が求められる（法第32条の14第2項）

※1　行政処分は伴わない　　※2　法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品に限る

製品がいったんエンドユーザー（消費者）の手に渡った後は、所有者が管理するのが原則
→**消費者基本法**にも「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない」（同法第7条第1項）とあることを受け、所有者の責務を規定
∵管理を怠ることにより事故が発生すれば、自己だけではなく**第三者にも危害が及びうる**

Ⅰ　消費生活用製品安全法の改正について

（７）経年劣化に関する情報収集・提供

問題点　経年劣化に起因する危害は、特定保守製品に**限らず**起こりうる

事故報告制度によって得られた情報を**国が**分析し、その結果として得られる**経年劣化に関する情報**（例：どのような製品につき経年劣化による危害が生じるか、どのような材料が劣化しやすく、いかなる危害が発生しうるか等）を**公表**する（法第32条の21）　※**既販品**も対象

製造・輸入事業者は、公表された情報を活用し、**設計**や製品への**表示の改善**を行うよう努める（法第32条の22第1項）

例：他社が製造する同種の製品で、経年劣化による危害が発生したという情報が国から公表された場合に、それを生かして**注意喚起表示**を行う

製造・輸入事業者、小売販売事業者は、経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、収集した**情報を一般消費者に提供する**よう努める（法第32条の22第2項）　※**既販品**も対象

例：**カタログ**に「この製品は○○年程度使用すると経年劣化による危害の可能性が高くなります」といった記載を行う

Ⅱ　長期使用製品安全表示制度について

長期使用製品安全**表示**制度

経年劣化による重大事故の**件数**が一定程度の製品について、設計上の標準使用期間等の**表示**によって消費者に対して情報提供を行う制度

⇔

長期使用製品安全**点検**制度

経年劣化による重大事故の**発生率**が一定割合以上の製品についての**点検**等を行う制度

↓

電気用品安全法といった製品ごとの個別法の技術基準省令を改正することによって対応
（**技術基準改正**で足りる）

↓

消費生活用製品安全法の改正による
（技術基準改正では足りない）

長期使用製品安全**表示**制度の対象製品

（産業用のものを除く。）

扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機（洗濯乾燥機を除く。）、**ブラウン管テレビ**

平成２１年４月１日施行
※施行日以降に製造・輸入された製品に限る

製品への表示のイメージ：

⚠

【製造年】２０ＸＸ年
【設計上の標準使用期間】△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

III　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

Ⅲ　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（１）石油燃焼機器の製品指定

石油燃焼機器が製品指定されました

石油燃焼機器を「消費生活用製品安全法」の規制品目に製品指定し、技術基準省令において具体的な内容を義務付けました。
（平成２１年４月１日施行、販売猶予期間は平成２３年３月３１日まで）

法規制対象：石油給湯機（灯油の消費量７０ｋW以下、熱交換器容量５０リットル以下）
・・・空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け
石油ふろがま（灯油の消費量３９ｋW以下）
・・・空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け
石油ストーブ（ファンヒーターを含む）（灯油の消費量１２ｋW以下（開放燃焼式で自然通気型は７ｋW以下））
・・・不完全燃焼防止装置、カートリッジ給油式ストーブに給油時消火装置等の義務付け（不完全燃焼防止装置は１年間、給油時消火装置は９月間、インターロック機構は９月間の製造猶予期間を設けた）

製品指定によって、ＰＳＣマークの表示がない石油燃焼機器は販売できなくなります。

ＰＳＣマークの例

石油給湯機

石油ふろがま

石油ストーブ

ファンヒーター

石油燃焼機器の販売事業者の皆様へ

○石油燃焼機器の規制について

石油燃焼機器（石油給湯機・石油ふろがま・石油ファンヒーターを含む石油ストーブ）が、消費生活用製品安全法の特定製品に指定されました。製造・輸入事業者は国が定めた安全基準を満たしＰＳＣマークを表示した上で販売しなければなりません。

販売事業者は石油燃焼機器にＰＳＣマークが表示されていることを確認した上で販売していただくことになります。

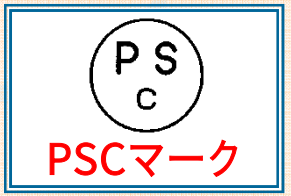

PSCマーク

○規制の開始

本規制は平成２１年４月１日から施行されますが、施行後２年間の経過措置が設けられます。したがって、平成２３年４月１日からＰＳＣマークのない石油燃焼機器は販売できなくなります。

（注）ＰＳＣマークの付いている石油燃焼機器は、空焚き防止装置の設置義務付け、一酸化炭素濃度基準値遵守、カートリッジタンクのふたの改善、カートリッジ給油式に給油時消火装置設置義務付け、不完全燃焼防止装置設置義務付けなどが課され、より安全な製品になります。

（これは、重大事故が発生している石油燃焼機器の事故を防止するため、製品の欠陥だけではなく、消費者の誤使用や不注意を招きやすい構造・機能を改良する必要があることから、必要な安全基準を新たに講じることとしたものです）

【お問い合わせ先】
経済産業省商務流通グループ製品安全課
TEL　03-3501-4707、FAX　03-3501-6201

III　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（2）リチウムイオン蓄電池の製品指定

リチウムイオン蓄電池が製品指定されました

従来電気用品安全法の規制対象として、コンセントにつないで使用する電気用品のみを対象としていたところ、「**蓄電池**であって、政令で定めるもの」を**電気用品の定義に追加**して、規制の対象としました。　※平成２０年１１月２０日施行。（ただし、施行日以前に製造・輸入されたものは除く。）

- 政令において、単電池1個当たりの**体積エネルギー密度**が４００ワット**時毎リットル以上**の**リチウムイオン蓄電池**を指定。ただし、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用、産業用機械器具用及び特殊な構造のものは除く。
- リチウムイオン蓄電池の製造（輸入）事業者は、技術基準の適合義務、自主検査の実施によりPSEマークを表示することができます。また、PSEマークのないものは販売できません。
- 技術基準は、JIS C8712「密閉型小形二次電池の安全性」のうち、リチウムイオン蓄電池に係る事項をベースとして、**JIS** C8714「**携帯電子機器用リチウムイオン蓄電池の単電池及び組電池の安全性試験**」を**上書き**して作成。具体的には、**圧壊試験**、**外部短絡試験**、**外部加熱試験**、**強制内部短絡試験**等。

リチウムイオン蓄電池の形態

ノートパソコン用

携帯電話用

PSE

ＰＳＥマークの例

III　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（3）ガスコンロの製品指定

ガスコンロが製品指定されました

家庭用ガスコンロを「ガス事業法」、「液化石油ガス法」の規制対象品目に指定し、技術基準省令において全口バーナーに「調理油過熱防止装置」と「立ち消え安全装置」の装着を義務付けました。
(平成２０年１０月１日施行、販売猶予期間１年)

法規制対象：バーナー1個当たり5．8ｋW以下、全てのバーナー総和１４ｋW以下
(オーブン付きは２１ｋW以下) のガスコンロ

製品指定によって、ＰＳマークの表示がないガスコンロは販売できなくなります。

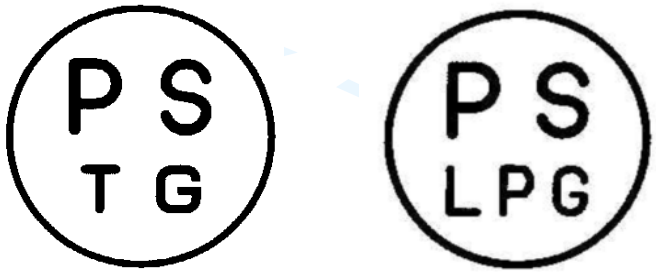

ＰＳマークの例

卓上型一口ガスコンロ

業務用ガスコンロ

※業務用ガスコンロについては、調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置の搭載免除を、卓上型一口ガスコンロについては、調理油過熱防止装置の搭載免除

火災出火原因 (平成１８年)

総出火件数　53,276件

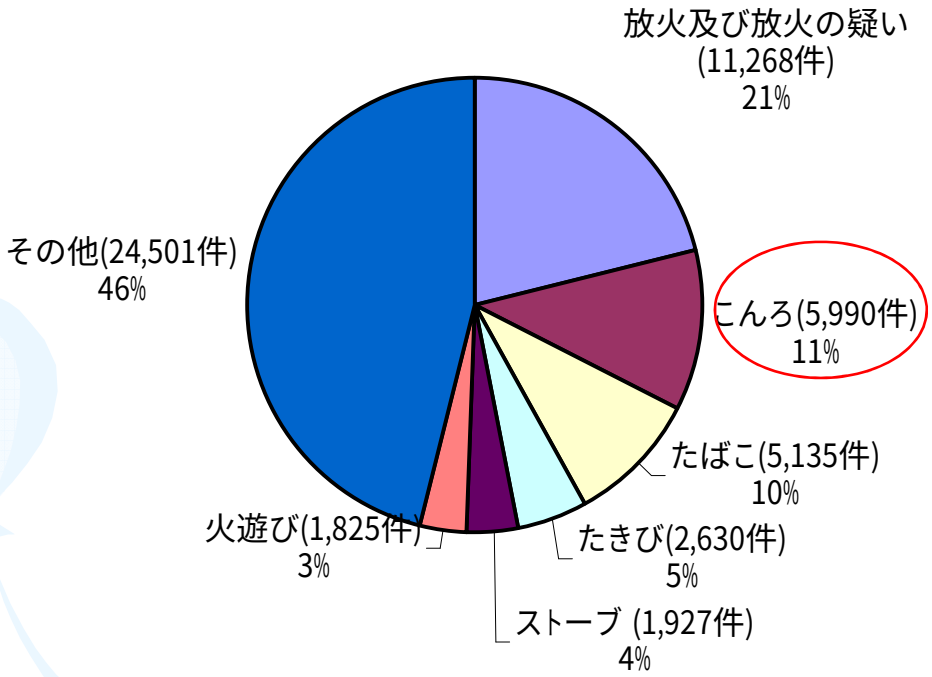

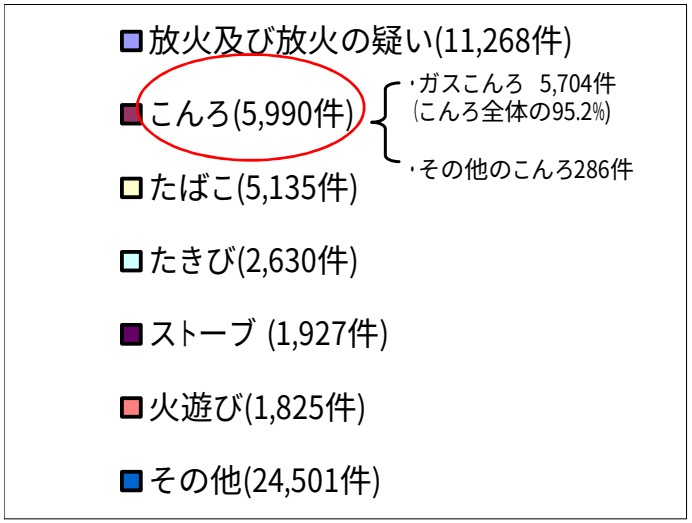

出典：平成１９年版　消防白書

＊東京消防庁が公表している「平成１８年中の火災概要」では、天ぷら油による火災は４１４件発生し、うち「家庭用ガステーブル等」を使用して天ぷら火災になったものは２６２件で全体の６割以上を占めている。うち、３割弱は調理油過熱防止装置が搭載されているが、そのすべてが装置のついていない側のバーナーを使用して発火したことが判明。

調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置

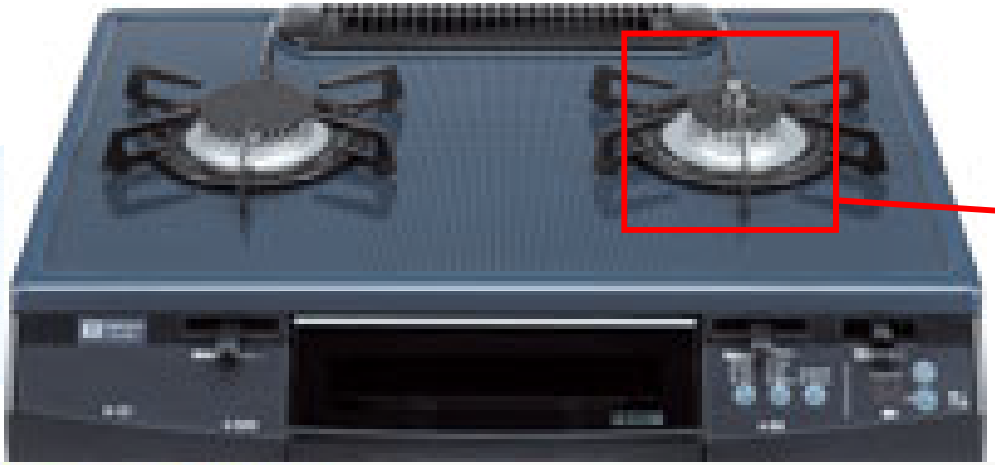

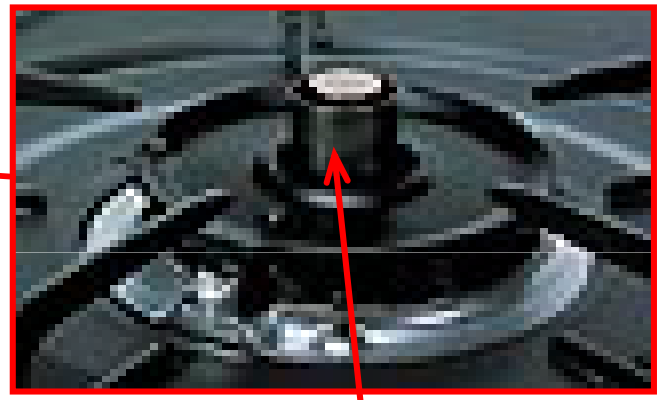

調理油過熱防止装置

立消え安全装置

風などで火が消えてしまった時は、立消え安全装置がガスをストップします。

温度センサーがなべ底の温度を測定し、調理油が自然発火する約360℃に達する前にガスを自動的に止める装置です。（250℃～300℃で作動。）

長期使用製品安全点検・表示制度ブロック説明会

ブロック	日時	会場
北海道	７月　２日（水） １３：３０～１５：００	ホテル札幌ガーデンパレス　「丹頂・白鳥」 （〒060-0001　札幌市中央区北１条西６丁目）　終了
東北	７月１１日（金） １４：００～１５：３０	ＫＫＲホテル仙台（２Ｆ）　蔵王 （〒980-0012仙台市青葉区錦町１-８-１７）　終了
関東	６月２４日（火） １４：００～１５：３０	ヤクルトホール （東京都港区東新橋1-1-19）　終了
中部	７月　４日（金） １４：３０～１６：００	ナディアパーク３Ｆ　デザインホール (〒460-0008愛知県名古屋市中区栄3-18-1)　終了
近畿	６月２７日（金） １４：００～１５：３０	オーバルホール （〒530-8251大阪市北区梅田3-4-5　毎日新聞社ビルＢ１）　終了
中国	７月　１日（火） １４：３０～１６：００	八丁堀シャンテ （広島市中区上八丁堀８－２８）　終了
四国	６月２０日（金） １４：００～１５：３０	松山市総合コミュニティーセンター３Ｆ大会議室 （愛媛県松山市湊町７－５）　終了
九州	７月　８日（火） １４：００～１５：３０	天神ビル１０号会議室 （福岡市中央区天神２丁目１２－１）　終了
沖縄	７月　９日（水） １４：００～１５：３０	那覇第２地方合同庁舎１号館２階大会議室 （那覇市おもろまち２－１－１）　終了

長期使用製品安全点検・表示制度都道府県別説明会

＜＜北海道ブロック＞＞

都道府県	日時	会場
北海道	平成２０年　８月２２日（金） １３：３０～１５：００	上川支庁講堂 （旭川市永山６条19丁目）　終了
	平成２０年１０月　７日（火） １３：３０～１５：００	釧路市生涯学習センター （釧路市幣舞町４番28号）　終了
	平成２０年１１月２７日（木） １３：３０～１５：００	渡島支庁講堂 （函館市美原４丁目6-16）

＜＜東北ブロック＞＞

都道府県	日時	会場
岩手県	平成２０年　７月２９日（火） １３：３０～１５：００	岩手県立県民生活センター大ホール （盛岡市）　終了
	平成２０年　７月２９日（火） １５：３０～１７：００	岩手県立県民生活センター大ホール （盛岡市）　終了
福島県	平成２０年　７月３１日（木） １３：３０～１５：００	福島県ハイテクプラザ（郡山市） 終了
山形県	平成２０年　８月２０日（水） １３：３０～１５：００	山形県庁講堂（山形市） 終了
秋田県	平成２０年　８月２１日（木） １３：３０～１５：００	秋田県庁第二庁舎大会議室（秋田市） 終了
青森県	平成２０年　８月２６日（火） １３：３０～１５：００	アピオあおもり大研修室２（青森市） 終了
	平成２０年　８月２７日（水） １３：３０～１５：００	八戸市福祉公民館大会議室（八戸市） 終了
	平成２０年　８月２８日（木） １３：３０～１５：００	青森県武道館会議室２・３（弘前市） 終了
宮城県 （２回目）	平成２０年１０月　２日（木） １３：３０～１５：００	宮城県自治会館　２０２・２０３会議室 （仙台市青葉区上杉1-2-3）　終了
山形県 （２回目）	平成２０年１０月１０日（金） １３：３０～１５：００	山形県庁　講堂 （山形市松波2-8-1）　終了
岩手県 （２回目）	平成２０年１０月２９日（水） １３：３０～１５：００	岩手県立県民生活センター　大ホール （盛岡市中央通3-102）
秋田県 （２回目）	平成２０年１１月１２日（水） １３：３０～１５：００	秋田県庁第２庁舎　大会議室 （秋田市山王4-1-1）
福島県 （２回目）	平成２０年１１月１７日（月） １３：３０～１５：００	福島県自治会館　第３会議室 （福島市中町8-2）

＜＜関東ブロック　1/2＞＞

都道府県	日時	会場
群馬県	平成２０年　７月２３日（水） １４：００～１５：３０	群馬県庁　２９１会議室 （前橋市大手町１－１－１）　終了
東京都	平成２０年　７月２８日（月） １４：００～１５：３０	経済産業省　講堂 （千代田区霞が関１－３－１）　終了
新潟県	平成２０年　７月３０日（水） １４：００～１５：３０	新潟県庁　講堂 （新潟市中央区新光町４－１）　終了
千葉県	平成２０年　８月　６日（水） １４：００～１５：３０	千葉県消費者センター　研修ホール （船橋市高瀬町６６－１８）　終了
埼玉県	平成２０年　８月２０日（水） １４：００～１５：３０	さいたま新都心合同庁舎１号館　講堂 （さいたま市中央区新都心１－１） 終了
栃木県	平成２０年　８月２２日（金） １４：００～１５：３０	栃木県庁　東館講堂 （宇都宮市塙田１－１－２０）　終了
静岡県	平成２０年　８月２５日（月） １４：００～１５：３０	静岡県男女共同参画センターあざれあ ５０１会議室（静岡市駿河区馬渕１－１７－１）　終了
山梨県	平成２０年　８月２６日（火） １４：００～１５：３０	山梨県自治会館　講堂 （甲府市蓬沢１－１５－３５）　終了
茨城県	平成２０年　８月２７日（水） １４：００～１５：３０	茨城県水戸合同庁舎　大会議室 （水戸市柵町１－３－１）　終了
神奈川県	平成２０年　９月　４日（木） １４：００～１５：３０	かながわ県民センター　３０１会議室 （横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）終了
長野県	平成２０年　９月１２日（金） １３：３０～１５：００	長野合同庁舎　５０１～５０３会議室 （長野市大字南長野南県町686-1）終了
茨城県 （２回目）	平成２０年１０月　２日（木） １４：００～１５：３０	茨城県土浦合同庁舎本庁舎第１会議室 （土浦市真鍋５－１７－２６）　終了
新潟県 （２回目）	平成２０年１０月１４日（火） １４：００～１５：３０	ハイブ長岡　特別会議室「けやき」 （長岡市千秋３－３１５－１１）　終了
山梨県 （２回目）	平成２０年１０月２８日（木） １４：００～１５：３０	アイメッセ山梨　大会議室 （甲府市大津町２１９２－８）

長期使用製品安全点検・表示制度都道府県別説明会

＜＜関東ブロック 2/2＞＞

都道府県	日時	会場
東京都（２回目）	平成２０年１１月１８日（火）１４：００～１５：３０	経済産業省別館１０階１０２８会議室（東京都千代田区霞が関１－３－１）
神奈川県（２回目）	平成２０年１１月２０日（木）１４：００～１５：３０	海老名市役所　７０３会議室（海老名市勝瀬１７５番地）
静岡県（２回目）	平成２０年１１月２１日（金）１４：００～１５：３０	静岡県浜松総合庁舎９０１～９０２会議室　（浜松市中区中央１－１２－１）
栃木県（２回目）	平成２０年１１月２６日（水）１４：００～１５：３０	栃木県小山合同庁舎（小山市犬塚３－１－１）
千葉県（２回目）	平成２０年１１月２８日（金）１４：００～１５：３０	千葉市消費生活センター　研修講義室（千葉市中央区中央４－１７－８）
長野県（２回目）	平成２０年１２月　１日（月）１３：３０～１５：００	長野県松本合同庁舎　講堂（松本市大字島立１０２０）
群馬県（２回目）	平成２０年１２月　４日（木）１４：００～１５：３０	太田市福祉会館（太田市浜町２－７）
埼玉県（２回目）	平成２０年１２月１１日（木）１４：００～１５：３０	さいたま新都心合同庁舎１号館共用会議室５－２（さいたま市中央区新都心１－１）

＜＜中部ブロック＞＞

都道府県	日時	会場
富山県	平成２０年　７月２９日（火）１４：００～１５：３０	富山県民会館３０２号室（富山市新総曲輪４番１８）　**終了**
石川県	平成２０年　７月３０日（水）１０：３０～１２：００	石川県庁行政庁舎１０階１００３会議室（石川県金沢市鞍月１丁目１番地）　**終了**
愛知県	平成２０年　８月２０日（水）１０：３０～１２：００	愛知県自治センター３階会議室（愛知県名古屋市中区三の丸 2-3-2）　**終了**
岐阜県	平成２０年　８月２２日（金）１０：３０～１２：００	岐阜県シンクタンク庁舎大会議室（岐阜県岐阜市薮田南５-１４-１２）　**終了**
三重県	平成２０年　８月２９日（金）１４：００～１５：３０	三重県栄町庁舎（三重県津市栄町１丁目９５４）**終了**
三重県（２回目）	平成２０年１０月３１日（金）１４：００～１５：３０	三重県栄町庁舎４Ｆ研修室（三重県津市栄町１丁目９５４）
愛知県（２回目）	平成２０年１１月　７日（金）１４：００～１５：３０	愛知県自治センター１２階会議室Ｅ(愛知県名古屋市中区三の丸２-３-２)
岐阜県（２回目）	平成２０年１１月１４日（金）１４：００～１５：３０	岐阜県シンクタンク庁舎大会議室（岐阜県岐阜市薮田南５-１４-１２）
石川県（２回目）	平成２０年１１月２７日（木）１４：００～１５：３０	石川県庁行政庁舎２階２０２会議室（石川県金沢市鞍月１丁目１番地）
富山県（２回目）	平成２０年１１月２８日（金）１０：３０～１２：００	富山県民会館４階４０１号室（富山市新総曲輪４番１８）

＜＜近畿ブロック＞＞

都道府県	日時	会場
京都府	平成２０年　７月　２日（水）１４：００～１５：３０	京都府福利厚生センター3F 第１会議室(京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町)　**終了**
奈良県	平成２０年　７月１０日（木）１４：００～１５：３０	奈良県庁主棟５Ｆ第１会議室(奈良県奈良市登大路町３０)　**終了**
福井県	平成２０年　７月１１日（金）１４：００～１５：３０	福井県立図書館多目的ホール(福井市下馬町５１－１１)　**終了**
滋賀県	平成２０年　７月１７日（木）１４：００～１５：３０	滋賀県庁東館７階大会議室(大津市京町４－１－１)　**終了**
兵庫県	平成２０年　７月２５日（金）１４：００～１５：３０	ビジネスプラザひょうごホール（（財）ひょうご産業活性化センター内)(神戸市中央区雲井通５－３－１　サンパル７Ｆ)　**終了**
和歌山県	平成２０年　７月３０日（水）１４：００～１５：３０	和歌山県民文化会館特設会議室(和歌山市小松原通り１－１)　**終了**
大阪府	平成２０年　８月　５日（火）１４：００～１５：３０	大阪合同庁舎第１号館第１別館３Ｆ第４会議室(大阪市中央区大手前１－５－４４)　**終了**
奈良県（２回目）	平成２０年　９月２９日（月）１４：００～１５：３０	奈良県庁主棟５Ｆ第１会議室(奈良県奈良市登大路町３０)　**終了**
京都府（２回目）	平成２０年１０月１７日（金）１４：００～１５：３０	京都府中丹振興局福知山庁舎２Ｆ第３会議室（福知山市篠尾新町１－９１）
滋賀県（２回目）	平成２０年１０月２２日（水）１４：００～１５：３０	滋賀県庁新館７階大会議室(大津市京町４－１－１)
兵庫県（２回目）	平成２０年１０月２４日（金）１４：００～１５：３０	ビジネスプラザひょうごホール（（財）ひょうご産業活性化センター内)(神戸市中央区雲井通５－３－１　サンパル７Ｆ)
和歌山県（２回目）	平成２０年１０月２７日（月）１４：００～１５：３０	紀南文化会館　研修室２、３（田辺市新屋敷町１）
福井県（２回目）	平成２０年１０月３０日（木）１４：００～１５：３０	プラザ萬象会議室３（敦賀市東洋町１－１）
大阪府（２回目）	平成２０年１１月　７日（金）１４：００～１５：３０	大阪合同庁舎第１号館第１別館２Ｆ大会議室(大阪市中央区大手前１－５－４４)

長期使用製品安全点検・表示制度都道府県別説明会

＜＜中国ブロック＞＞

都道府県	日時	会場
岡山県	平成２０年　７月　８日（火） １４：００～１５：３０	岡山県消費生活センター研修室 （岡山市南方２丁目１３－１岡山県総合福祉･ボランティア･NPO 会館(5 階)） **終了**
広島県	平成２０年　７月２３日（水） １４：００～１５：３０	広島合同庁舎第９会議室（第４号館１３階）（広島県広島市中区上八丁堀６－３０） **終了**
鳥取県	平成２０年　７月２５日（金） １４：００～１５：３０	鳥取県庁第２庁舎４階第２２会議室 （鳥取県鳥取市東町１－２７１）　**終了**
島根県	平成２０年　７月２８日（月） １４：００～１５：３０	島根県庁６階講堂 （島根県松江市殿町１番地）　**終了**
山口県	平成２０年　８月　５日（火） １４：００～１５：３０	山口県庁視聴覚室 （山口市滝町１番１号）　**終了**
鳥取県 （２回目）	平成２０年１０月　１日（水） １４：００～１５：３０	鳥取県西部総合事務所講堂 （鳥取県米子市糀町１－１６０）**終了**
島根県 （２回目）	平成２０年１０月１７日（金） １４：００～１５：３０	島根県出雲合同庁舎７０２会議室 （島根県出雲市大津町１１３９）
岡山県 （２回目）	平成２０年１０月２１日（火） １４：００～１５：３０	岡山県消費生活センター研修室 （岡山市南方２丁目１３－１岡山県総合福祉･ボランティア･NPO 会館(5 階)）
山口県 （２回目）	平成２０年１０月２８日（火） １４：００～１５：３０	山口県周南総合庁舎 702・703 会議室 （周南市毛利町２丁目３８）
広島県 （２回目）	平成２０年１１月　６日（木） １４：００～１５：３０	福山地域事務所第３庁舎（８階）３８１－３８３会議室 （広島県福山市三吉町１－１－１）

＜＜四国ブロック＞＞

都道府県	日時	会場
徳島県 （１回目）	平成２０年　７月　４日（金） １３：３０～１５：００	徳島経済センター５階　会議室 （徳島市西新町２－５）　**終了**
香川県 （１回目）	平成２０年　７月　８日（火） １３：３０～１５：００	四国経済産業局６階　第６０７会議室 （高松市サンポート３－３３　高松サンポート合同庁舎）　**終了**
愛媛県 （１回目）	平成２０年　７月１０日（木） １３：３０～１５：００	新居浜商工会館　３階　第１、２研修室 （新居浜市一宮町２－４－８）　**終了**
高知県 （１回目）	平成２０年　７月１５日（火） １３：３０～１５：００	高知グリーン会館　森林ホール （高知市本町５－６-１１）　**終了**
高知県 （２回目）	平成２０年　９月　２日（火） １３：００～１４：３０	四万十市立中央公民館３階　視聴覚室 （四万十市右山五月町８－２２）　**終了**
徳島県 （２回目）	平成２０年　９月　４日（木） １３：３０～１５：００	阿南市商工業振興センター２階 展示ホール２室 （阿南市富岡町今福寺３４－４）　**終了**
香川県 （２回目）	平成２０年　９月　８日（月） １３：３０～１５：００	丸亀市民会館　第６会議室 （丸亀市大手町２－４－２０）　**終了**
愛媛県 （２回目）	平成２０年　９月１１日（木） １３：１５～１４：４５	西予市立中央公民館　第２研修室 （西予市宇和町卯之町 3-434-1）　**終了**

長期使用製品安全点検・表示制度都道府県別説明会

＜＜九州ブロック＞＞

都道府県	日時	会場
鹿児島県	平成２０年　７月１８日（金） １４：００～１６：００	鹿児島県庁８階　大会議室 (鹿児島市鴨池新町１０－１)　**終了**
宮崎県	平成２０年　７月２５日（金） １４：００～１６：００	宮崎県庁６号館３階　６３４号室 (宮崎市橘通東２－１０－１)　**終了**
大分県	平成２０年　７月３１日（木） １４：００～１６：００	大分県庁２階　正庁ホール (大分市大手町３－１－１)　**終了**
熊本県	平成２０年　８月　５日（火） １４：００～１６：００	熊本県庁本館　１００２会議室 (熊本市水前寺６－１８－１)　**終了**
長崎県	平成２０年　８月　７日（木） １４：００～１６：００	長崎県消費生活センター　講座室 (長崎市大黒町3-1 交通産業ビル)　**終了**
福岡県	平成２０年　８月２１日（木） １４：００～１６：００	福岡県庁吉塚庁舎　会議室（福岡市博多区吉塚本町１３－５０）　**終了**
佐賀県	平成２０年　８月２６日（火） １４：００～１６：００	佐賀県庁１１階　大会議室 (佐賀市城内１－１－５９)　**終了**
熊本県 （２回目）	平成２０年　９月１１日（木） １４：００～１６：００	熊本県八代地域振興局　大会議室 （八代市西片町１６６０）　**終了**
福岡県 （２回目）	平成２０年　９月２６日（金） １４：００～１６：００	福岡県庁吉塚庁舎　（福岡市博多区吉塚本町１３－５０）　**終了**
長崎県 （２回目）	平成２０年１０月　３日（金） １４：００～１６：００	長崎県県北振興局天満庁舎　２－Ｃ会議室（佐世保市天満町１－２７）　**終了**
宮崎県 （２回目）	平成２０年１０月１７日（金） １４：００～１６：００	宮崎県都城総合庁舎　第４～第６会議室（都城市北原町２４－２１）
鹿児島県 （２回目）	平成２０年１０月２２日（水） １４：００～１６：００	鹿児島県北薩地域振興局　大会議室 （薩摩川内市神田町１－２２）
大分県 （２回目）	平成２０年１０月２７日（月） １４：００～１６：００	大分県庁新館　大会議室 （大分市大手町３－１－１）
佐賀県 （２回目）	平成２０年１０月２９日（水） １４：００～１６：００	佐賀県唐津総合庁舎　大会議室 （唐津市坊主町４３３－１）

＜＜沖縄ブロック＞＞

都道府県	日時	会場
沖縄県	平成２０年　７月　９日（水） １４：００～１５：３０	那覇第２地方合同庁舎１号館２階大会議室（那覇市おもろまち２－１－１） **終了**
	平成２０年１１月２７日（木） １４：００～１５：３０	八重山支庁１階1,2 会議室**（予定）** （沖縄県石垣市真栄里 438-1）
	平成２０年１１月２８日（金） １４：００～１５：３０	宮古支庁２階会議室**（予定）** （沖縄県宮古島市平良西里 1125）

ご清聴ありがとうございました。

製品安全施策については、
経済産業省HPトップページの
このアイコンをクリック

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

本文へ | English | よくあるご質問 | サイトマップ
検索
拡張検索

トップページ | 経済産業省について | 政策別に探す | 組織別に探す | 窓口一覧 | ご意見・お問合せ

最近の動き

二階大臣、日・ASEAN経済大臣会合に出席(8月28日)

新着配信サービス
興味のある力テゴリの新着情報をお届けします。
登録ページ

ピックアップ

キッズページ KIDS PAGE 経済産業省

製品安全ガイド

関連サイト・リンク

注目情報

- 平成21年度予算概算要求等に係る事前評価書について(8月29日)
- 平成21年度経済産業省の概算要求等について(8月27日)
- 原油・原材料価格高騰に係る下請中小企業向け追加対策について(8月5日)
- WTO閣僚会合の結果に関する大臣談話(7月30日)
- 「通商白書2008」の公表について(7月15日)

新着情報一覧(更新日:8月29日)

キーワードから探す

家電リサイクル法 | 特定商取引法 | 3R政策 | 不正競争防止法 | 原子力等事故情報 | キッズデザインの輪 | 感性価値創造バンク | インターンシップ | FTA/EPA

政策別に探す

全施策体系を見る

政策分野一覧

経済産業	対外経済
モノ作り・情報・サービス産業	中小企業・地域経済産業
エネルギー・環境	原子力安全・産業保安

このページの先頭へ

- 統計
- 審議会・研究会
- 白書・報告書
- 調達情報
- 報道発表

経済産業省について
- 大臣・副大臣・大臣政務官
- 幹部
- 機構・地図
- 採用情報

政策について
- 政策の概要を知る
- 政策説明資料
- 所管法令
- 予算・税・財投
- 政策評価
- 技術評価

情報発信
- 刊行物・パンフレット
- 会見・スピーチ
- イベント・行事
- キッズページ

申請・手続き
- 申請・届出
- 情報公開
- パブリックコメント
- ノーアクションレター
- 資格・試験

裁判員制度 | ねんきん特別便 | 生活安心プロジェクト -皆様の声を募集- | 再チャレンジ! 案内窓口 | 福田内閣メールマガジン 登録はこちら

ヘルプ | リンク | 利用規約 | 法的事項 | プライバシーポリシー

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 代表電話 03-3501-1511
Copyright© 2008 Ministry of Economy, Trade and Industry All Rights Reserved

製品安全ガイド - Microsoft Internet Explorer
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
戻る 検索 お気に入り
リンク Yahoo!ツールバー
アドレス(D) http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
移動
製品安全ガイド guide
検索
文字サイズ： 小さく 標準 大きく
消費者のみなさまへ
事業者のみなさまへ
リコール情報
製品事故の検索
FAQ
事故情報報告フォーム
製品安全に関わる政策
公表文書
リンク集
長期使用製品安全点検・表示制度が始まります
（平成21年4月1日から） 詳しくはここをクリック！
石油燃焼機器が規制の対象になります
（平成21年4月1日から） 詳しくはここをクリック！
リチウムイオン蓄電池が規制の対象になります
（平成20年11月20日から） 詳しくはここをクリック！
PSE制度が見直されました
詳しくはここをクリック！
長年ご使用の家電製品にご注意下さい
詳しくはここをクリック！
新着情報 一覧へ
お知らせ 2008年07月4日
消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故におい
製品安全対策
優良企業
経済産業大臣表彰
経済産業省
お子様向け
資料はこちら
イベント情報 一覧へ
2008年7月8日
製品安全点検日セミナー（7月）
2008年7月～12月
長期使用製品安全点検・表示制度都道府県別説明会（7月～11月）
2008年6月20日～7月11日
長期使用製品安全点検・表
信頼済みサイト

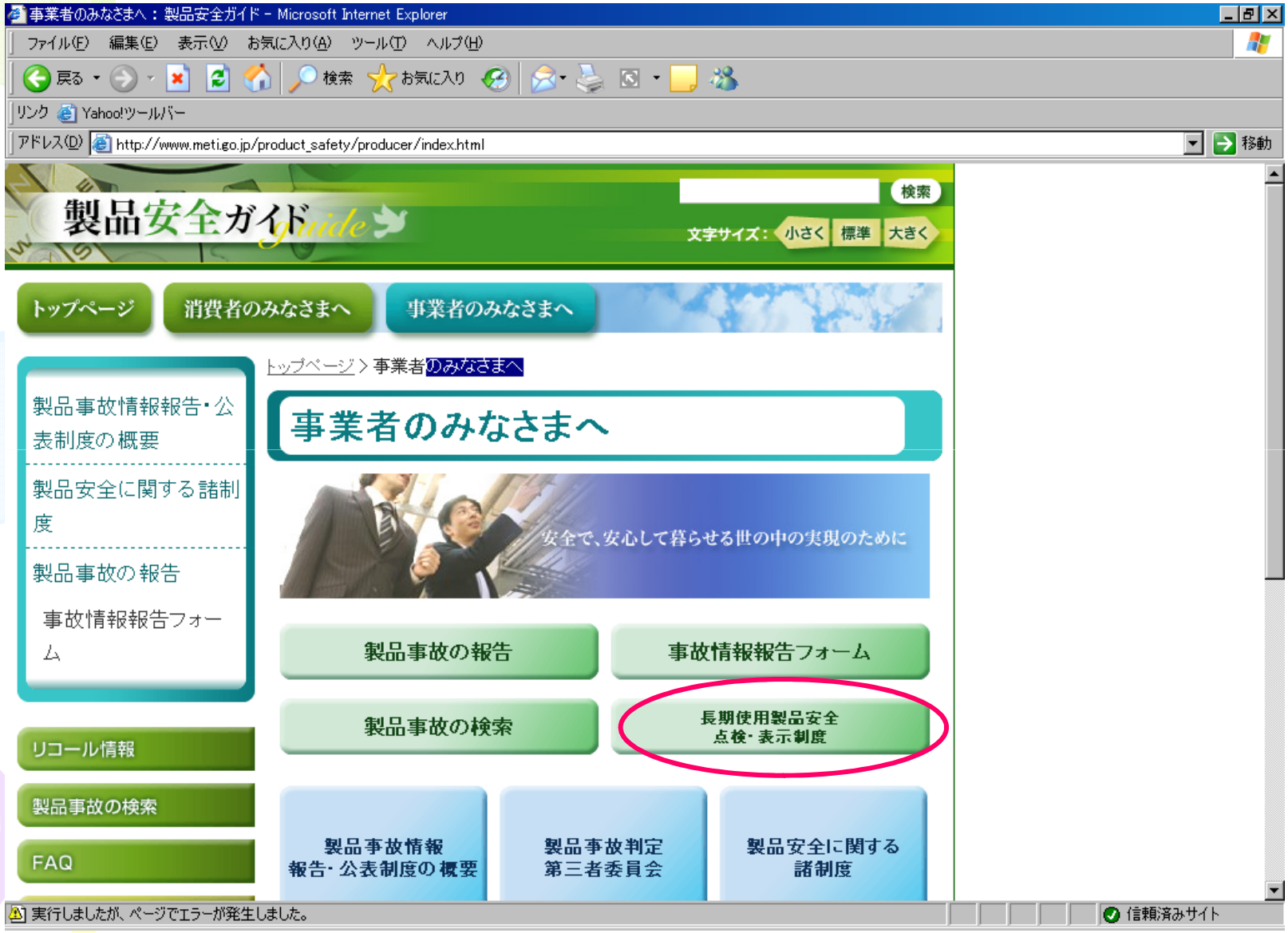
事業者のみなさまへ：製品安全ガイド - Microsoft Internet Explorer
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
戻る 検索 お気に入り
リンク Yahoo!ツールバー
アドレス(D) http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/index.html
移動
製品安全ガイド guide
検索
文字サイズ： 小さく 標準 大きく
トップページ
消費者のみなさまへ
事業者のみなさまへ
製品事故情報報告・公表制度の概要
製品安全に関する諸制度
製品事故の報告
事故情報報告フォーム
リコール情報
製品事故の検索
FAQ
トップページ > 事業者のみなさまへ
事業者のみなさまへ
安全で、安心して暮らせる世の中の実現のために
製品事故の報告
事故情報報告フォーム
製品事故の検索
長期使用製品安全点検・表示制度
製品事故情報報告・公表制度の概要
製品事故判定第三者委員会
製品安全に関する諸制度
実行しましたが、ページでエラーが発生しました。
信頼済みサイト

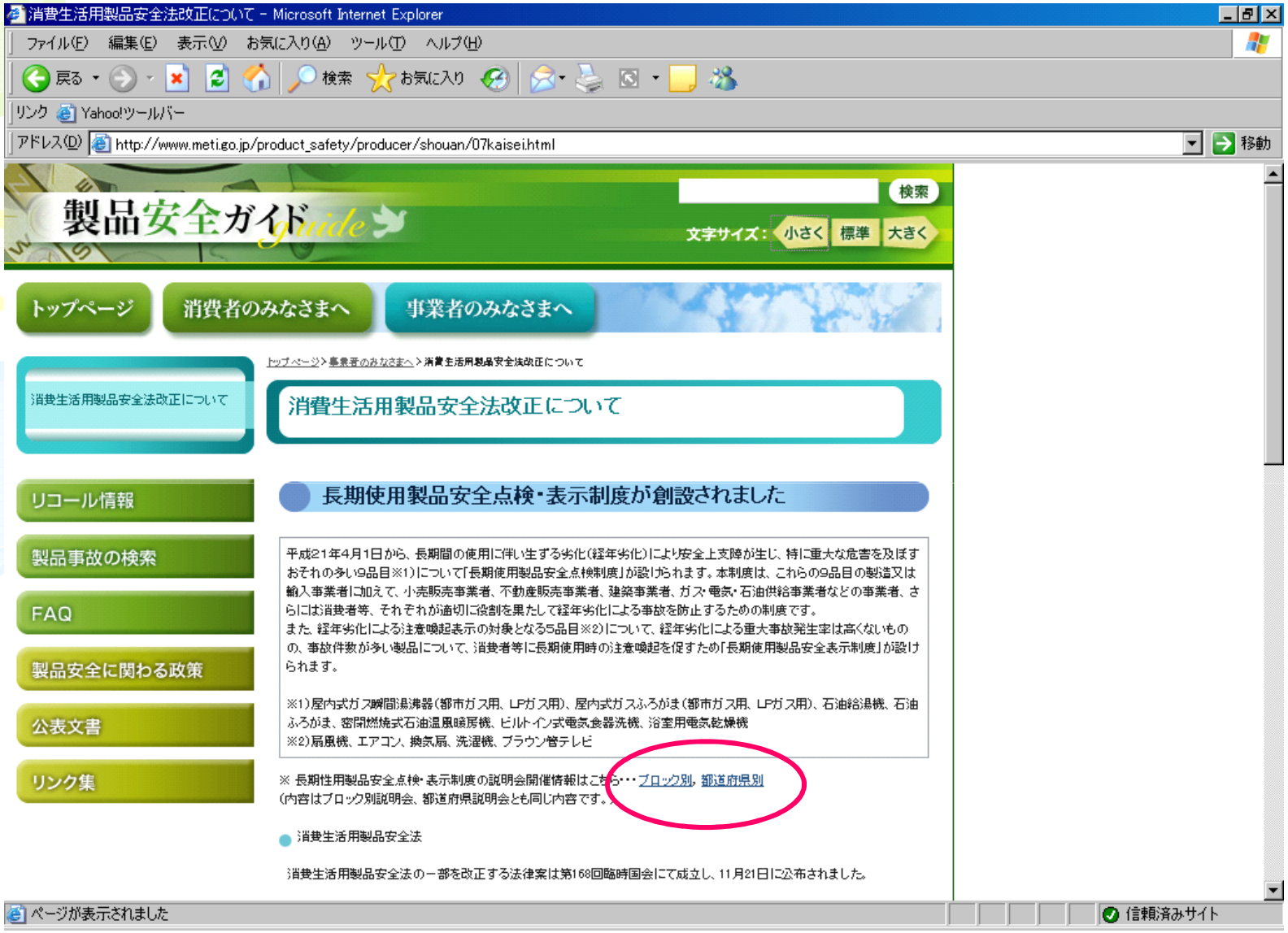
消費生活用製品安全法改正について - Microsoft Internet Explorer
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
戻る 検索 お気に入り
リンク Yahoo!ツールバー
アドレス(D) http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html
移動
製品安全ガイドguide
検索
文字サイズ: 小さく 標準 大きく
トップページ
消費者のみなさまへ
事業者のみなさまへ
消費生活用製品安全法改正について
トップページ > 事業者のみなさまへ > 消費生活用製品安全法改正について
消費生活用製品安全法改正について
リコール情報
製品事故の検索
FAQ
製品安全に関わる政策
公表文書
リンク集
長期使用製品安全点検・表示制度が創設されました
平成21年4月1日から、長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目※1)について「長期使用製品安全点検制度」が設けられます。本制度は、これらの9品目の製造又は輸入事業者に加えて、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給事業者などの事業者、さらには消費者等、それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度です。
また、経年劣化による注意喚起表示の対象となる5品目※2)について、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、消費者等に長期使用時の注意喚起を促すため「長期使用製品安全表示制度」が設けられます。
※1)屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)、屋内式ガスふろがま(都市ガス用、LPガス用)、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機
※2)扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ
※ 長期性用製品安全点検・表示制度の説明会開催情報はこちら…ブロック別, 都道府県別
(内容はブロック別説明会、都道府県別説明会とも同じ内容です。)
消費生活用製品安全法
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案は第168回臨時国会にて成立し、11月21日に公布されました。
ページが表示されました
信頼済みサイト